



藤沢記者クラブ各位

市内事業者の事業継続を支援します

— 藤沢市中小企業事業継続支援金 —

本年1月の緊急事態宣言の再発出に伴う飲食店の時間短縮営業や、不要不急の外出自粛要請の影響により、事業収入が減少した中小企業者・個人事業者に対して支援金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた幅広い業種の市内事業者の支援を行うものです。

1 交付対象者

- (1) 藤沢市内に事業所を有する中小企業者又は個人事業者
- (2) 本年1月から3月のいずれかの月の売上高が前年又は前々年の同月比で20%以上減少
- (3) 県の協力金や国の一時支援金を受給していないこと など

2 交付額 (1) 中小企業者 40万円 (2) 個人事業者 20万円

3 対象となる業種の例

- (1) 飲食店等の時短営業の影響
 - 食品加工・製造事業者(惣菜、食肉、パン・菓子など) ○器具・備品事業者(食器・調理器具、店舗備品、消耗品販売など) ○サービス事業者(清掃、廃棄物、広告、ソフトウェア、印刷など) ○流通関連事業者(業務用スーパー、卸・仲卸、貨物運送、問屋など)
- (2) 不要不急の外出自粛の影響
 - 旅行関連事業者(飲食、宿泊、旅行代理店、旅客運送、みやげ物店など)
 - その他事業者(映画館・カラオケ、雑貨店・アパレルショップ、理容・美容・クリーニング、マッサージ、整骨・整体・エステなど)

4 申請受付期間・方法

2021年(令和3年)4月12日(月)から6月30日(水)まで

※感染症拡大防止のため、藤沢商工会議所内に設置する受付事務局へ郵送での申請となります。

※①テレワークの導入に対する補助金、②サテライトオフィス等の整備に対する補助金の申請受付も開始しています。詳細は、市ホームページ等でご確認ください。

*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 経済部 産業労働課
担当： 高橋・鈴木
内線： 3412
直通： 0466(50)3530